

令和4年度 鷹栖町定住促進住宅建設事業募集要項

1 事業の目的

町内に賃貸住宅を建設する個人又は法人に対し、助成措置を行うことにより優良で低家賃の住宅建設を促進し、本町の定住人口の増加を図ることを目的とする。

2 補助対象者要件

- (1) 鷹栖町内に賃貸住宅を建設しようとする個人又は法人
- (2) 鷹栖町町税等の滞納者に対する行政サービス制限措置に関する条例に規定する町税等の滞納がない者
- (3) 北海道のきた住まいる制度に基づき、きた住まいるメンバーとして登録された者

3 補助対象の賃貸住宅

- (1) 建設基準法第2条第1項第一号に規定する建築物であること（仮設となるものを除く。）
- (2) プレハブを除く1棟又は同一敷地内に戸建て2戸以上の賃貸住宅であること。
- (3) 上水道を完備しているものであること。
- (4) 排水は、公共下水道又は合併処理浄化槽に接続しているものであること。
- (5) 車庫あるいは駐車場を完備しているものであること。
- (6) 各戸が、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）（以下「表示基準」という。）別表1に規定する耐震性能等級1相当以上の性能を有するもの。
- (7) 各戸が、表示基準別表第1に規定する断熱等性能対策等級4相当以上を有するもの。
- (8) 各戸が、表示基準別表第1に規定する劣化対策等級が木造にあっては2相当以上、鉄骨造、鉄筋コンクリート造にあっては3相当以上を有するもの。

3 募集戸数

8戸以内（場所不問）

5 補助金額

住宅建設費の4分の1以内（1戸当たり上限1,500千円）

※住宅建設費には、車庫、駐車場等の付帯設備費に要した費用を含む。

（土地取得、旧建物の取り壊し費用は対象外）

6 家賃の設定

1戸当たりの住宅建設に要した費用の0.7%以内の額を最高限度額とした1か月の家賃設定（共益費を含む）とする。

※家賃の限度額は補助金の交付を受けた年度から8年間遵守するものとする。

7 その他

- (1) 入居状況報告書を補助金の交付を受けた年度から8年間提出するものとする。
- (2) 冬期間の除排雪の方法、入居者に対する町内会加入の奨励、入居者のごみ排出対策を確認し、必要と認めるときは補助の条件を付すものとする。

8 事業スケジュール

単年度事業とし、令和5年3月31日までに事業が完了するものとする。

9 受付

- (1) 期 間 随時受付
- (2) 時 間 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 提出先 鷹栖町総務企画課地域振興係（役場庁舎1F）
- (4) 方 法 持参もしくは郵送

10 申請書類

- (1) 定住促進住宅建設認定申請書（別記様式第1号）
- (2) 町税等納付状況調査同意書
- (3) 建設に係る設計図書一式及び当該住宅に係る見積書
- (4) 地番図、位置図
- (5) 申請者が個人の場合は、所得証明書及び納税証明書
- (6) 申請者が法人の場合は、最近2期の決算書類、定款及び会社登記事項証明書
- (7) 登録住宅性能評価機関より以下の項目について評価を受けたもの。
 - ①各戸が、日本住宅性能表示基準に規定する耐震性能等級1相当以上の性能を有するもの。
 - ②各戸が、表示基準別表第1に規定する断熱等性能対策等級4相当以上を有するもの。
 - ③各戸が、表示基準別表第1に規定する劣化対策等級が木造にあっては2相当以上、鉄骨造、鉄筋コンクリート造にあっては3相当以上を有するもの。

11 審査

申請のあったものを町認定審査会にて審査し、認定の可否を通知する。